

## 3. 高野荘と細川氏—「仏生寺城」細川氏系譜考—

久保尚文

## 一、斯波氏の強勢と「細川氏」の越中進出

足利將軍家を中心とする室町幕府の支配は、南北朝の動乱を克服しつつ、次第に強化されていった。前期の後醍醐天皇方南朝政権は、吉野朝ともいわれるよう、抵抗は畿内および紀伊半島方面を中心に展開した。したがって新田義貞勢の敗北後の、北陸越中の井上俊清討伐問題などは室町幕府にとって副次的な地域紛争であった。

中期には幕府の主導権をめぐって將軍足利尊氏と執権直義の二極に分裂し、觀応の擾乱が発生する。越中は直義方の桃井直常勢の拠点となった。地方各地に分散した反將軍勢を平定するために將軍方の軍事行動も分散化したから、越中守護への井上俊清再任のように、一時しのぎの便宜的対応をすることもあった。だが桃井鎮定は重要課題であったから、越中へは機をみて將軍方軍の主力が振り向けられた。しかし將軍方は以後も数次の内紛を繰り返したので、結果として越中守護には細川・斯波・畠山の幕府三管領家が順次登用されるという、他国に例をみない軌跡が残された。

当初畠山家は鎌倉に留め置かれており、14世紀第三四半期の京都足利政権は、武衛家と渾名された斯波家と管領家と渾名されるようになる細川家を支えとした。ただ斯波家は足利將軍家至近の血族であり、かつ優勢な軍事力を擁し、將軍家を脅かす存在だった。そこで二代將軍義詮を補佐した佐々木道誉は、斯波氏に対抗するために細川頼之を將軍の執事として幕閣へ登用し、また当初越前で勢力を築いていた斯波氏を京都から遠避けるため、斯波義将を越中に封じ、桃井討伐に当たらせた。しかも桃井勢鎮定後には越中中央部の太田保を細川管領家領に組み入れた。義将は反発し、三代將軍義満の成人後に発生した康暦元年（1379）の政変に至って、ついに細川頼之の更迭・追放に成功した。ともあれ、細川・斯波抗争により結果として將軍権力の相対的拡大がもたらされたのである。

さて、こうした越中を主要な舞台とした幕閣の人事抗争は、康暦の政変後の越中の守護支配に大きな影を落とした。室町幕府の執事・管領となった斯波義将は、京都に近い越前守護に復帰するため、強引に上洛後まだ幕府内での基盤の強くない畠山基国を越前より越中に移すという、守護管領の入れ替えを断行したのである。基国には当然義将に対する反発はあったろうが、そうした措置に甘んじざるをえないほど、当時の両者の力関係には差があったのである。したがって畠山の守護支配下の越中では、斯波守護期に設定された公的条件、つまり桃井討伐後の閼所地処分に際し設定された御料所・將軍夫人領・政所執事伊勢家領や管領細川家領、そして守護領や斯波家領は踏襲された。国替後には守護領は畠山氏に渡ったが、斯波義将とその子孫に伝領された斯波家領は、応永一九年（1412）・二〇年東寺修理要脚棟別錢徵収時の東寺百合文書「越中国棟別除在所事」に「殿御領」と表記されている。「殿御領」は「おいの庄・おさみの庄・しゃうのかわら」の三ヶ所である。

以上述べた十四世紀後半～十五世紀前半の推移、ことに越前移動後の斯波氏の影響力残存については、東寺修理要脚棟別錢徵収に言及した百瀬今朝雄「段錢考」（『日本社会経済史研究－中世編』）をふまえ、「室町期の越中における守護使不入地の検討」（『越中中世史の研究』）で検討したが、不十分であった。その後、東寺百合文書「越中国棟別所在所事」の紹介（高森邦男「畠山氏の領国越中と棟別錢徵収について」『富山史壇』91）により、一歩を進めうようになった。ただ高森氏は「殿御領」を足利義持領で斯波家の預かり領だとされたが、斯波家領そのものであろう。私見は先に『入善町史』通史編に述べたが、不正確だったので、再度略説しておく。

応永一九年の東寺修理要脚棟別錢は、幕府の指示の下において、徵収免除の特権をもつ朝廷や幕府の信仰の厚い三社や五山などの領有莊園や三代御起請符地・京済地などを除き、越中各地において家屋一棟につき一疋（十文）あて賦課され、徵収計画がたてられた。しかし徵収と免除との区分けは必ずしも明確ではないから、徵収実施の際には現地で様々な判断がみられ、混乱を生じた。そこで守護方は判断基準の変更を禁じ、幕府の指示通りに実施すること、当事者である東寺代官に郡使を副えて催促を行なうことを、現地を管掌する小守護代に命じた。その際、次の書状が見られた。

## A. (端裏書)「越中国武衛并左衛門殿兄弟所領棟別書下案 応永十九」

□□造営料棟別事、國中平均事候、仍高野七郷事、任惣國之法、可被致其沙汰候之由、面々給主方可被相触之由、被仰出候也、仍執達如件

応永十九十月廿二日

沙弥判

細川兵部大輔入道殿

『大日本史料』七編十七以来、この文書を東寺百合文書中の一連の幕府御教書と同様にみなし、沙弥を管領細川満元、宛名の細川兵部大輔入道を阿波守護でもあった細川満久としてきた。また端裏書の「武衛并左衛門佐殿兄弟」の武衛を斯波義淳、左衛門を斯波義郷としてきた。だが義淳の家督継承、武衛呼称開始は応永二五年である。したがってこの端裏書の武衛は父の斯波義教、差出人の沙弥は義教であり、この文書は幕府御教書を受けた義教が、斯波家領内での棟別錢徵収について発したのである。では左衛門佐兄弟は義教の子義淳・義郷なのであろうか。左衛門佐に義淳を宛てるのはともかくとして、義郷は幼時に出家しており、当時は後継予定者ではなかった。後継者となるのは成人後の事情による。

さてこの義教遵行状の奥の部分に宛名書が続き、高野荘に関わる細川兵部大輔入道宛てと同様、東条保の加藤左衛門五郎・小野左衛門三郎、入善荘の甲斐左京亮入道、般若野荘の狩野新左衛門入道に宛てて遵行が指令されている。細川兵部大輔入道らはいずれも斯波義教の被官であろう。続いてこの文書の奥に、広瀬荘の給主向田入道・あさみ入道、及びおいの庄(大家荘)の給主大庭入道・中条入道に宛てた斯波被官二宮信濃入道の二通の奉書があり、この四か所は「左衛門佐殿方」とされている。

次に野尻保九郷の給主武田七郎次郎に宛てた「少輔殿書下案」(安居守景判)がある。『大日本史料』は「少輔」を斯波義淳とするが、斯波義将の守護期に越中守護代として顕著な働きをした弟民部少輔義種の子満種とすべきだと思う。安居は当時の加賀守護満種の被官として、砺波郡野尻に関わったのであろう。

以上よりみて、先記の義郷のことだが、文書の所蔵者東寺側は、文書整理のため端裏書を付した際、以上の細部をツメず、義郷が文書に関係したかのように書き込み、無用な混乱を残したのだと思われる。本来この案文集の端裏書は、それぞれの文書の差出人を義教・義淳・満種として、「越中国武衛并左衛門殿・少輔殿所領棟別書下案」と書かれるべきだったと愚考する。

以上のように関係者を比定すると、荘園あるいは村落のレベル差はあるものの、応永一九年東寺修理要脚棟別錢徵収時の「越中国棟別除在所事」に殿御領としてあげられた大家荘・小佐味荘・城川原の三ヶ所にとどまらず、斯波氏被官の関わる所領は、散在的であるが、越中各地に広く形成されていたことが知られるのである。

## 二、細川兵部大輔入道の系譜

前項の史料に登場した細川兵部大輔入道とはどのような人物なのであろうか。まず斯波氏の被官であったこと、また彼が高野荘・高野七郷に関わる人物であったことが明らかである。この高野荘の細川氏については次の二通の文書をみることができる。

## B. 越中国高野本郷之事、以刑部大輔方委細承候、得御意候、仍於家督之儀者、不可有相違候、恐々謹言

八月十七日

政元

最草弥三郎殿

## C. 最草兵部大輔遺跡之事、申付弥三郎候、於国自然儀無等閑候也、可令悦喜候、恐々謹言

八月十七日

政元

神保宗右衛門尉殿

椎名四郎次郎殿

遊佐新右衛門尉殿

差出人の政元が細川家の家督を継いだのは、応仁の乱中の文明五年に父勝元が没した後である。三管領家中で唯一

分裂していない細川家の束ねとして、当時まだ10歳に満たなかったが、才能を認められ、後継者となったのである。C文書の宛名人はそれぞれ神保長誠・椎名順胤・遊佐長滋であり、応仁の乱段階以後の畠山政長方の越中守護代たちである。年令的にも近かった畠山政長は、応仁の乱の際、同じ東軍に属した細川方を頼んだから、政元への信頼も厚かったであろう。B・Cの文書はそうした文明十年以後、1480年段階で発せられたと思われる。細川政元・畠山政長の蜜月状況を背景として、細川政元方は越中荘園での代官職獲得に努め、越中への進出をはかっていた（拙稿「白岩川流域諸荘園の一考案」『越中中世史の研究』ほか）。

B・C天書は天理図書館『ビブリア』79号に翻刻紹介された「大館記」の書札案（書写文書集）に記載されている。原書での確認を経ていないが、翻刻の最草弥三郎・最草兵部大輔の「最草」の文字は、くずし文字の近似からみて「鹿草」か「莞草」であろう。「最草兵部大輔」は「鹿草兵部大輔」であり、これこそがA文書にみえる「細川兵部大輔入道」だと思われる。細川兵部大輔入道とは、細川一族だが斯波氏の被官化し、細川鹿草（莞草）の二重姓を名乗って越中支配に関わった人物であり、B・C文書のように、その跡職の高野本郷を弥三郎が継いだのであろう。

この一族の高野荘支配の痕跡が、伝承上に越中五大将の一人とされる仏生寺城主細川曾十郎と考えられる。『越中志徵』の「細川氏伝」に「或云、斯波武衛義廉に六家老あり、（中略）此内越中へは鹿草・二宮・細川下るとあり、然れば此細川は其の族ならんか」と紹介されている。旧稿執筆当時、太田保を領有するようになった管領細川家の越中の勢力拡大に着目していた私は、高野の細川も管領家の展開事例だと想定し、「細川氏伝」のいう斯波被官説を「認めがたい」と記した。だがその後の『入善町史』を執筆の際、この細川氏が斯波方六家老の内の鹿草氏と同一者で、上記の二重姓「細川鹿草（莞草）」氏であることに気付いた。ただ同町史ではB・C文書写本原本の文字を確認する時間的余裕はなく、その考証も省いた。直後の平凡社『富山県の地名』「高野荘」項執筆でも、未照合のまま「細川鹿草」と表記した。そして依然未確認のまま、ためらいつつ今は考証顛末告白文を挿入している。

この二重姓「細川鹿草（莞草）」氏については、小川信『足利一門守護発達史の研究』34頁に次のような指摘がある。それを細川兵部大輔入道の系譜考察の傍証としておきたい。

鹿草氏については『太平記』38巻、康安二年（1362）の記述に、「越中ニハ桃井播磨守直常信濃国ヨリ打越テ、旧好ノ兵共ヲ相語フニ、当国ノ守護尾張大夫入道ノ代官鹿草出羽守ガ、国ノ成敗ミダリナルニ依テ、国人挙テ是ヲ背ケルニヤ」などと紹介され、また、鹿草兵庫助や鹿草彦太郎の名が知られる。小川氏は『太平記』の記述を引かれ、また「若狭国守護職次第」などにより、貞治二年（1363）より同五年に至る若狭守護斯波義種の守護代は細川上総介または莞草上総介であり、細川庶流の一部に「莞草」姓をも称し、足利一門中の名族斯波氏の被官となることに活路を求めたものが存在すると指摘された。また『教言卿記』応永十四年四月二九日条に「一、信濃守護許ヘ住吉并五ヶ保事音信也、細川完草（シシクサ）カ完人（シシント）不審之処、如此云々」とあり（（ ）内は原本に付されているルビ）、「文安年中御番帳」には「細川完草」と複姓で記されている。

こうした徵証からみて、高野荘に登場し、「最草兵部大輔」と「大館記」活字本に表記される人物が、斯波被官である細川兵部大輔入道にあたる可能性は高いと思う。そして高野荘細川氏つまり高野細川氏は、斯波氏が義淳・義郷・義廉と代を経るに従って衰退するとともに、細川一族総領の聰明丸細川政元の意向を汲まねばならない状況もあったが、「文安年中御番帳」に載るように応仁の乱前に幕府奉公衆の立場になったこともあった。以後動乱の時代に向かう高野細川氏の立場は変動するが、それを経た一世紀後には、仏生寺城細川曾十郎の伝承に結びつくのであろうか。

約束の紙数も尽きた。三代御起請符地として成立したものの、以後の伝領状況が不明確な三条家領高野荘のこと、室町期における高野荘代官としての日野家の進出等、系譜以外の問題については平凡社版『富山県の地名』等で検討したがあるので、ここでは省くことにする。また二重姓「細川鹿草（莞草）」氏の幕府奉公衆化に関わる白岩川流域における水橋細川氏等の問題、16世紀段階での細川氏の転変については、本稿に述べてきたことや隣接する鹿王院領井見荘の土肥氏との連関（富山県郷土史会平成12年大会報告配布拙稿「室町時代の越中における諸勢力の支配境界について」）を考察対象に含めて、検討しなければならないと思っている。